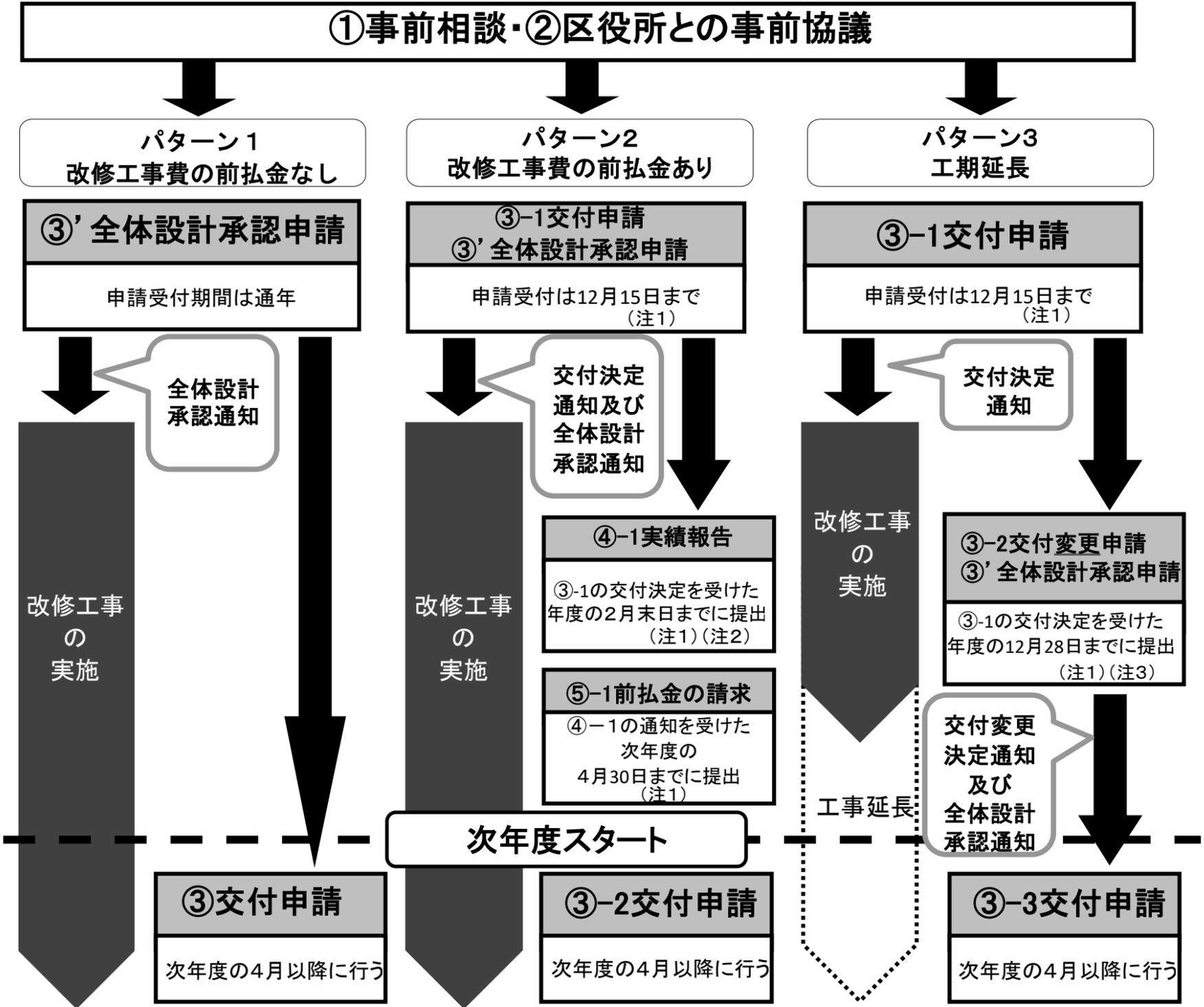


全体設計承認

地域まちづくり活用型

改修工事が単年度で終わらず次年度にまたがる場合は、全体設計承認申請が必要です。
地域まちづくりに資する改修工事及び当該工事と同時に行う耐震改修工事に限ります。

①事前相談、②区役所との事前協議、⑥情報発信の協力は、単年度申請を行う場合と同じ手続きになります。
主に考えられる事例を以下で紹介します。



原則、上記の交付決定通知もしくは全体設計承認通知を受けた後に、契約してください

④実績報告

交付決定通知を受けた年度の2月末日までにご提出ください (注1)

⑤補助金の請求

④で額確定通知を受けた次年度の4月30日までにご提出ください (注1)

⑥情報発信(HP掲載、広報誌掲載等)の協力

- ※ パターン1・2は、初めから改修工事が次年度にまたがることを想定しています
- ※ 耐震改修工事中は仮囲い等に、耐震改修工事を行っている表示をするよう努めてください
- ※ 各書類のご提出が締切り間際となる場合は、必ず事前に窓口までお知らせください
- (注1) 申請受付日が休日の場合はその日以前の直近の休日でない日となります
- (注2) 前払金の支払いのための実績報告になります
- (注3) 前払金の請求をする場合は、パターン2の④-1、⑤-1を参考にしてください